

## 【職場意識改善計画認定事業場】（H20 年度～21 年度の取組）

## ～働く女性にとって、やさしいお店を目指して～

## 1 会社概要

- ・ 事業場名 有限会社美容室まゆみ
- ・ 所在地 新居浜市庄内町 6 丁目 7 - 4
- ・ 従業員数 5 名（男性 0 名、女性 5 名）
- ・ 事業概要 商業（美容室）

## 2 取組の経緯

当社は、労働時間・休日の両面で、他の美容室よりも良い待遇をと取り組んできたが、今回、さらに一歩進め、年次有給休暇の取得率の向上を目指し、計画的にワークライフバランスに取り組むことにした。

## 3 取組事項

- (1) 労働時間等設定ミーティングを開催し労使の協議を実施した。（H20.9）
  - ・ 時間外労働時間の目標を、1 か月平均 15 分とした。（目標設定期間 H20.10.1～H21.1.31）
  - ・ 下記の取組に係る実施計画を策定した。
- (2) 従業員の個別の意見・要望を受付ける担当者を従業員の多数決で決定し、職場に掲示して周知した。
- (3) 職場意識改善計画（2 年間）を策定し、職場に掲示し従業員に周知した。
- (4) 年次有給休暇の取得促進のため、年次有給休暇の計画的付与制度（労使協定締結）を導入した。上記目標期間中に 2 日を指定し、年次有給休暇を取得した。
- (5) 時間外労働削減のため残業をしない「ノー残業ウィーク」（毎月第 1 週目）を決め、ポスターを店舗内に掲示するとともに、定時退社を促した。
- (6) 特に配慮が必要な従業員に対する措置として、自発的な職業能力開発を図る従業員に教育訓練休暇制度（年 2 日）及び、始業・終業時刻変更、勤務時間変更制度を新設した。
- (7) 「労働時間等に関する規定」を策定し、1 か月単位の変形労働時間制（所定内 7 時間 30 分～9 時間勤務の間で 5 種類の勤務を設定）及び上記（4）（6）の制度を規定した。

## 4 取組結果等

## (1) 取組の効果、困難だったこと

- ・ 平成 19 年度と比較すると、時間外労働は、年間一人平均年間 18.4 時間になり、約 77%に減少した。
- ・ 年次有給休暇取得日数が 150%アップした。
- ・ 従業員側は、年次有給休暇の取得率の向上というと、どうしても「休みが増えるからうれしい」というだけになりがちになり、業績アップとリンクして考えてもらえないところが難しかった。

## (2) 今後の取組

今後は、ワークライフバランスの取り組みを業績向上にどうつなげるかについて、労使で話し合っていきたい。また、計画的付与制度をさらに活用し、年次有給休暇の取得率を向上させていきたい。